〇〇共同企業体協定書（案）

　　　　　　　　　　　　太字箇所は、主な内容の変更をしないでください

**（目的）**

**第１条　当共同企業体は、高松市病院事業管理者（以下「発注者」という。）が発注する「旧高松市民病院不用品処理業務委託」に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受注することを目的とする。**

**（名称）**

**第２条　当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。**

**（事務所の所在地）**

**第３条　当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。**

**（成立の時期及び解散の時期）**

**第４条　当企業体は、令和〇年〇〇月〇〇日に成立し、第１条に規定する本件業務委託に係る契約の期間は、解散することはできない。**

**２　本件業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本件業務委託契約が締結された日に解散するものとする。**

**（構成員の住所及び名称）**

**第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。**

**〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**

**〇〇株式会社**

**〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**

**株式会社〇〇**

**（代表者の名称）**

**第６条　当企業体は、〇〇株式会社の〇〇を代表者とする。**

**（代表者の権限）**

**第７条　当企業体の代表者は、本件業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。**

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本件業務委託について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　〇〇株式会社　　　　〇〇％

株式会社〇〇　　　　〇〇％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

**（運営委員会）**

**第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、設計等業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計等業務の完了に当たるものとする。**

**（構成員の責任）**

**第１０条　各構成員は、本件業務委託の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。**

**（取引金融機関）**

**第１１条　当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行（〇〇支店）とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。**

（決算）

第１２条　当企業体は、本件業務委託が完了したとき決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

**（権利義務の譲渡の制限）**

**第１５条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。**

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員の承認がなければ、当企業体が本件業務委託を完了する日までは、脱退することができない。

２　構成員のうち、本件業務委託途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が本件業務委託を完了する。

３　第１項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資の割合を加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行、その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対して、その旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により、構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（本件業務委託途中における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが、本件業務委託途中において、破産手続開始の決定又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

**（代表者の変更）**

**第１９条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての資格を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員が代表者とするものとする。**

**（解散後のかし担保責任）**

**第２０条　当企業体が解散した後においても、当該業務について、かしがあったときは、構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。**

**（協定書に定めのない事項）**

**第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。**

〇〇株式会社及び株式会社〇〇は、上記のとおり、〇〇共同企業体協定を締結したので、この協定の成立を証明するため、本書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して、各自１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　　　㊞

　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　株式会社〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　　　㊞

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

　　株式会社〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　　　㊞